

生駒市条例第 1 1 号

生駒市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 2 3 年 3 月 2 9 日

生駒市長 山下 真

生駒市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

生駒市水道事業の設置等に関する条例（昭和 4 3 年 2 月生駒市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 項中「1 1 8 , 5 0 0 人」を「1 2 2 , 0 0 0 人」に改め、同条第 4 項中「5 0 , 0 0 0 立方メートル」を「4 5 , 0 0 0 立方メートル」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。